

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、第6期計画において「いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策や介護保険サービスを展開してきました。

この基本理念は、平成37年までの中長期的な視野にあたり、地域の人材や社会資源を活かして地域の将来の姿を踏まえたまちづくりの普遍的な目標だと考えられます。

国の今後の基本指針においても地域包括ケアシステムを深化・推進していくことを重要視しており、第7期においてもこの基本理念を踏襲し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア」の実現を念頭に、保健、医療、福祉の関係機関・団体の連携により、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めます。

また、すべての高齢者が尊厳を保ちながら健康づくりや生きがいづくりなど、多様な社会参加を果たし、必要とするサービスを受けながら、生涯にわたってできるだけ住み慣れた地域で生活することができる住みよいまちの実現を目指します。

第7期 基本理念

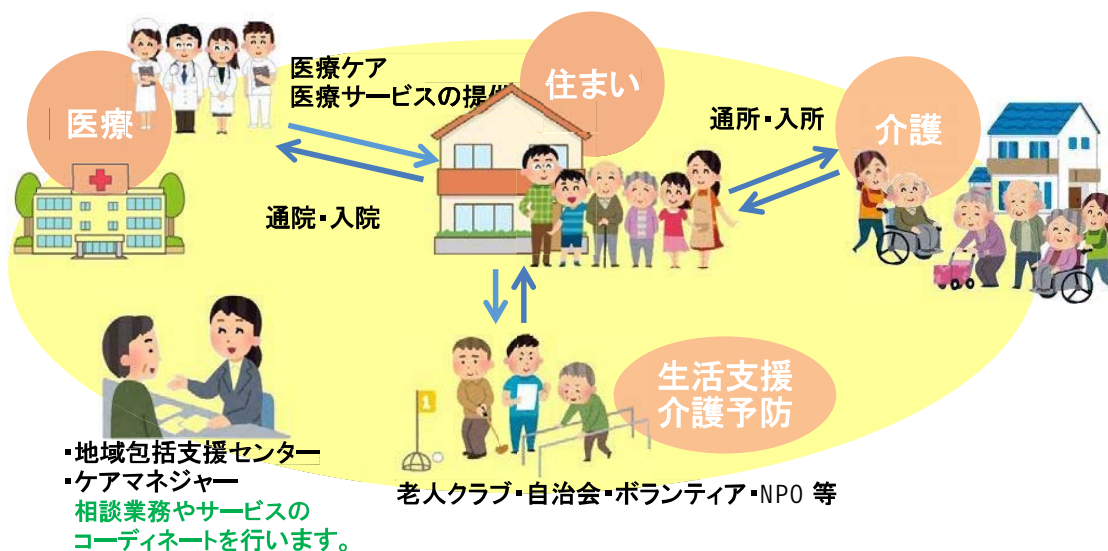
いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち

2. 知名町の地域包括ケアシステム

第7期の介護保険事業計画策定における国の指針では、「地域包括ケアシステム」を、「高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」と定義し、施策の推進に努めることとされています。

本町では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け「地域包括支援センターの機能強化」、「認知症施策の推進」、「在宅医療・介護連携の促進」、「生活支援・介護予防サービスの充実」を推進します。

図表 4-1 地域包括ケアシステム



3. 基本目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を掲げます。

(1) 【基本目標Ⅰ】 高齢者が生き生きと暮らせるまち

高齢者が地域でいきいきと生活ができるよう、また、増加傾向にあるひとり暮らし高齢者が閉じこもりがちになるのを回避し社会との交流を維持できるよう、高齢者の知識や経験を活かした地域活動や生涯学習、スポーツ活動などを支援し、社会参加を促進します。

(2) 【基本目標Ⅱ】 高齢者が支え合って暮らせるまち

地域包括ケアの推進役である地域包括支援センターの機能強化や地域の見守り、地域活動の担い手育成など、地域でお互いを支えあうしくみを充実します。

また、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分になっても、可能な限り住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができるよう権利擁護や認知症施策を推進します。

(3) 【基本目標Ⅲ】 高齢者が安心して暮らせるまち

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者への支援が今後さらに必要となってきます。

高齢者が尊厳を保ちながら自宅で安心して生活を送ることができよう医療と介護の連携や災害時の対応等さらなる充実を図ります。

(4) 【基本目標Ⅳ】 高齢者が充実した介護サービスを受け暮らせるまち

高齢者の多くが、介護サービスを利用しながら、住み慣れた自宅で暮らしたいと考えており、医療と介護との連携を図りつつ、要支援・要介護者の一人ひとりの状態に対応した充実したサービスの提供に努めます。

また、在宅での生活が困難な方や介護者の介護負担軽減のため、在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた環境整備に努めます。

さらに、今後増加が予想される介護需要に対応するため、その担い手となる人材の確保に努めます。

4. 重点施策

本町の高齢者を取り巻く現状やニーズ調査結果を基に、基本目標と合わせて相対的に進める施策として以下の内容が挙げられます。

(1) 【重点施策1】生きがいつくりの推進

日常生活圏域ニーズ調査結果より、「趣味」や「生きがい」の有無について、4人に1人が「思いつかない」と回答しており、サロン活動や生涯学習を通じて高齢者の生きがいつくりを推進します。

(2) 【重点施策2】介護予防の普及啓発

日常生活圏域ニーズ調査結果(若年調査)より、約4割の方が「介護予防」という言葉を知らないことや、要介護にならないための運動や健康づくりに取り組んでいないことから、若年者も視野に入れた介護予防の普及啓発に努めます。

(3) 【重点施策3】地域力を活かした高齢者の見守り

既存資料調査結果及び日常生活圏域ニーズ調査結果より、高齢者のみの世帯(夫婦2人暮らし又は1人暮らし)は、全体の約6割程度となっており、在宅要介護(要支援)者でも約5割が高齢者のみの世帯となっています。さらに、高齢者の住まいについても持家一戸建てが9割となっており、地域での見守り体制の充実・強化に努めます。

(4) 【重点施策4】認知症施策の推進





日常生活圏域ニーズ調査結果の機能評価において、認知機能のリスク者割合が高いことや、介護者の方が不安を感じる介護等及び県・市町村に特に取り組んでもらいたいことについて「認知症」に対する回答が最も高いことから、早期発見、初期集中支援、家族支援や認知症サポーターなどの認知症施策を進めます。

(5) 【重点施策5】介護人材の確保・育成

在宅要介護(要支援)者の介護者の約6割が60代以上となっており、今後、老老介護による介護需要の増加に対応するため、介護人材の確保や多様な研修などの支援に努めます。

5. 施策体系

図表 4-2 施策体系図

基本理念 いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち	【基本目標Ⅰ】 高齢者が生き生きと暮らせるまち	【基本施策 1】 高齢者の生きがいがづくり
		【基本施策 2】 高齢者の積極的な社会参加
	【基本目標Ⅱ】 高齢者が支え合って暮らせるまち	【基本施策 3】 一般介護予防事業
		【基本施策 1】 地域包括ケア体制の整備
	【基本目標Ⅲ】 高齢者が安心して暮らせるまち	【基本施策 2】 介護予防・生活支援サービスの充実
		【基本施策 3】 認知症施策の推進
	【基本目標Ⅳ】 高齢者が充実した介護サービスを受け暮らせるまち	【基本施策 4】 権利擁護の推進
		【基本施策 1】 医療と介護の連携
		【基本施策 2】 高齢者の住みよいまちづくり
		【基本施策 3】 高齢者の安全な暮らしづくり
		【基本施策 1】 介護保険サービスの質の確保・向上
		【基本施策 2】 人材の育成・確保
		【基本施策 3】 介護給付費適正化事業